



綾町公共施設等総合管理計画 計画書

【概要版】

令和4年3月

綾 町

目次

第1章	背景	1
1.	計画期間	1
第2章	綾町の現況	2
1.	綾町の人口	2
2.	綾町の財政	5
第3章	公共施設の現況	7
1.	公共施設（建築物）の配置状況等	7
2.	公共施設の将来更新費用の推計	11
3.	長寿命化の効果	11
第4章	計画における基本方針	13
1.	綾町公共施設等総合管理計画の基本方針	13
2.	公共施設縮減数値目標の設定	15
3.	公共施設等の維持管理方針	15
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	18
1.	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	18
2.	インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針	20
第6章	計画の推進	23
1.	推進体制	23
2.	計画の進め方	23

第1章 背景

綾町（以下「本町」という。）では、人口の変化や高齢化社会の進行に伴う公共施設の在り方や、ニーズの変化が予測され、現在の公共施設に関する問題や課題を明確にし、今後の施策の方向性を明確に打ち出すことが求められている。

本町が保有する公共施設等においても、営々と築かれた町民の財産を効率的に活用するとともに、本町の行政サービスの拠点として、今後の社会経済情勢の変化を踏まえた再構築が早急に必要となる。

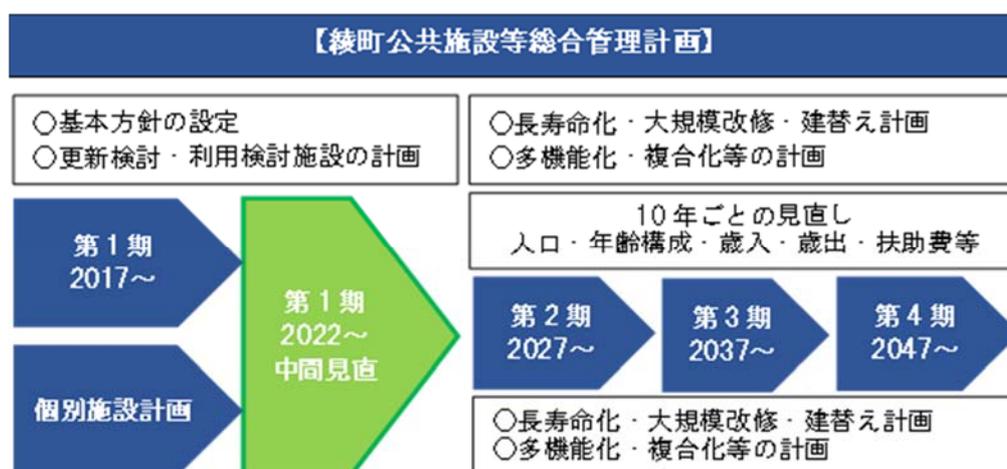
本町では、次世代にとっても安全で安心な公共施設等の整備を目指し、社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、必要となる各施設の維持管理や再整備に関する方針を検討していくため、公共施設等の効率的な施設管理を計画する必要があると考え、平成29年3月に「綾町公共施設等総合管理計画」を策定した。

令和3年度で計画期間の第1期の中間年を迎えることと、施設類型ごとに個別施設計画を策定したことに加え、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成30年2月、総務省通知）による国の要請により、計画の継続的な見直し・充実等が求められていることから、本計画の見直しを行うこととした。

1. 計画期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年度を初年度とし、令和38年度までの40年間の将来推計に基づき策定する。当初の平成29年度から令和8年度までの10年間を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、綾町の公共施設についての計画について検討するものとする。

なお、計画のローリングについては、期（10年）ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更等、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとする。令和3年度は、個別施設計画策定に伴い、本計画の中間見直しを実施する。



第2章 綾町の現況

1. 綾町の人口

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は増減しており、令和2年国勢調査における人口は6,934人となっている。平成12年までは増加傾向だったが、その後減少に転じ、再び平成27年には増加していたが、再度減少に転じた。

世帯数は減少傾向にあり、令和2年国勢調査では2,857世帯となっている。

世帯当たり人員は、昭和55年では3.36人/世帯だったが、その後、漸次減少し、令和2年国勢調査では2.43人/世帯となっている。

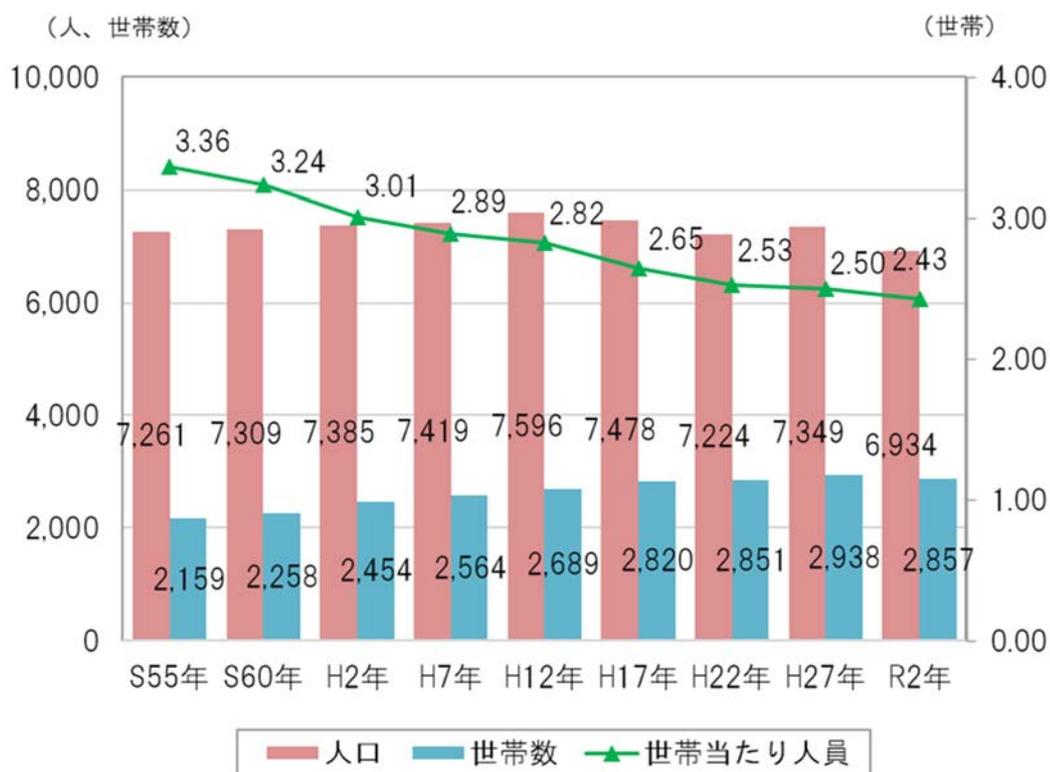


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

令和2年における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が974人（14%）、15～64歳が3,406人（49.1%）、65歳以上が2,554人（36.8%）である。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成7年には15歳未満人口比を上回り、少子高齢社会に突入し、平成22年以降では3人に1人が高齢者となった。

また、宮崎県全体と比較すると65歳以上人口の割合が4.6%高く、15歳未満の割合も0.9%高くなっている。

表 年齢区分別人口の推移

	人口	年齢区分別			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和55年	7,261	1,582	4,760	919	0
昭和60年	7,309	1,533	4,741	1,035	0
平成2年	7,385	1,423	4,764	1,198	0
平成7年	7,419	1,242	4,675	1,502	0
平成12年	7,596	1,152	4,624	1,820	0
平成17年	7,478	994	4,412	2,072	0
平成22年	7,224	970	4,162	2,092	0
平成27年	7,345	1,090	3,883	2,372	0
令和2年	6,934	974	3,406	2,554	0
宮崎県令和2年	1,069,576	139,773	568,255	344,543	17,005

※年齢不詳は除く

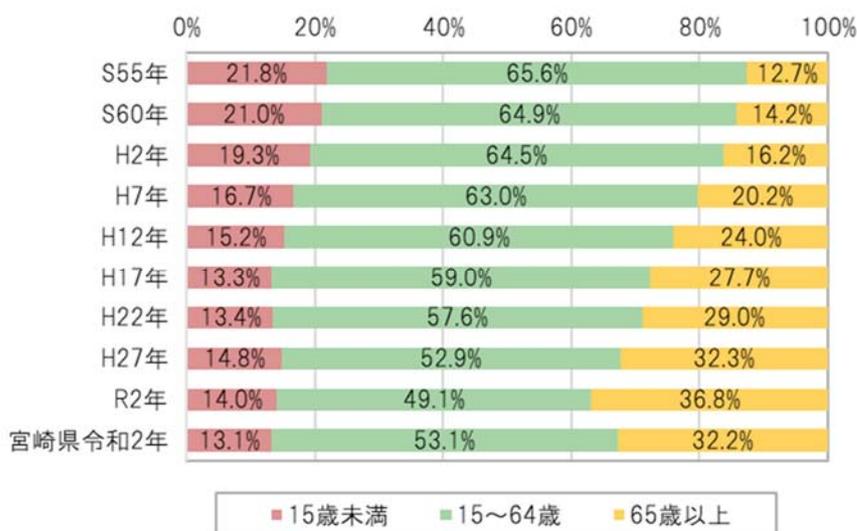


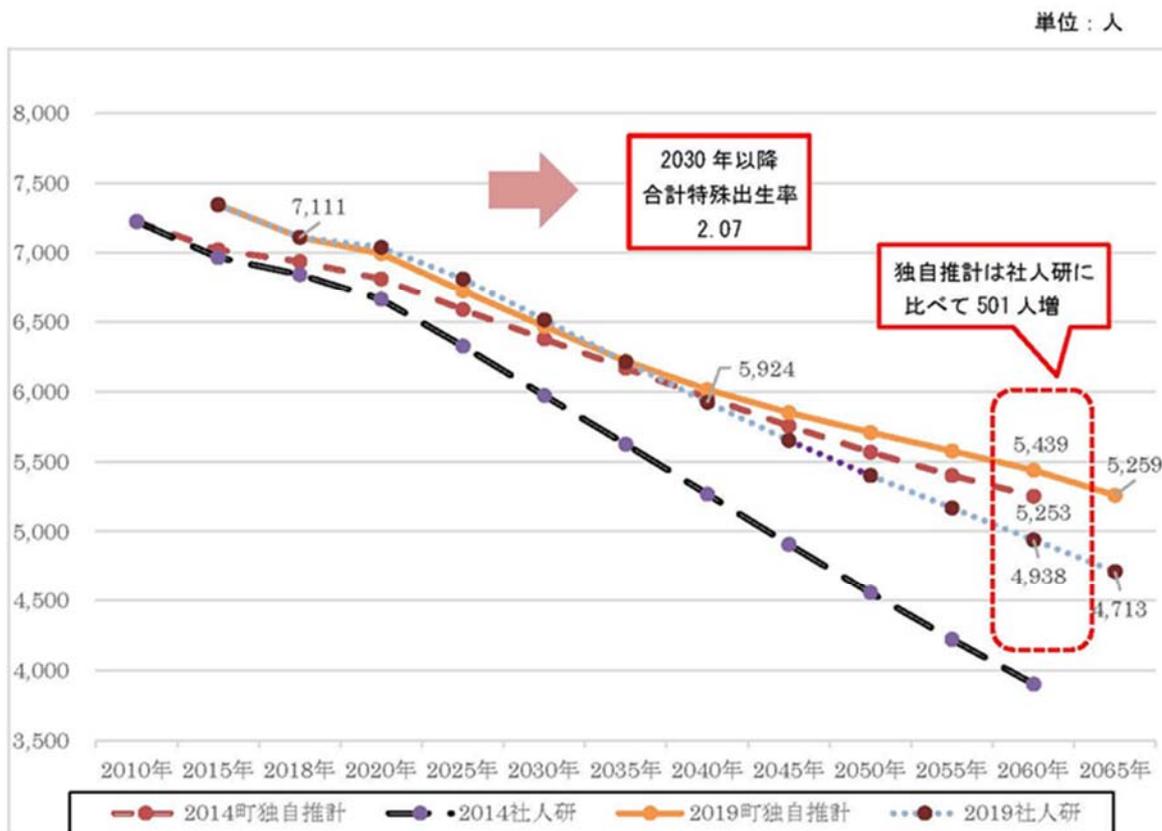
図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

(3) 将来人口

上位計画、または関連計画において示された綾町の将来人口を以下に示す。

本町では、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において自然動態と社会動態を改善させることにより、令和42年の人口5,439人を確保することとしている。



資料：国配布ツールを用いて作成

図 人口の将来展望

出典：第2期綾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2. 綾町の財政

(1) 令和2年度決算状況

令和2年度の本町の一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算総額は、歳入決算額 85 億 7,329 万円、歳出決算額 82 億 4,833 万円で、差引億 3 億 2,496 万円の黒字の状況となっている。

内、綾町水道事業会計については、収入 1 億 628 万円、支出 8,605 万円で、差引 2,023 万円の純益決算となっている。

表 令和2年度決算

単位：万円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
一般会計	612,236	588,847	23,389
特別会計合計	216,306	209,783	6,523
国民健康保険	111,500	109,124	2,376
後期高齢者医療	11,371	11,334	37
介護保健	93,435	89,325	4,110
公営企業会計	28,787	26,203	2,584
農業集落排水事業	1,948	1,701	247
公共下水道事業	12,177	11,982	195
浄化槽事業	4,034	3,915	119
水道事業会計	10,628	8,605	2,023
合計	857,329	824,833	32,496

出典：広報あや 2021 年 11 月号

(2) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。

各経費の推移をみると、投資的経費は平成25年度が最も高く、災害復旧事業費を除いた普通建設事業費で比べても最も高い。主な要因は、「地域の元気臨時交付金」事業を活用し、綾中学校本校舎の建設や、南麓三本松線等の町道整備、てるはドーム駐車場や小田爪運動公園内にある人工芝サッカー場・ウォータースライダー等のスポーツ関連施設の整備等、幅広い分野でハード面の充実・強化を図った。過去8年間の普通建設事業費の平均は約9.6億円となっている。

維持管理費は平成30年度まで減少していたが、令和元年から増加傾向にあり、公債費は平成25年度から毎年減少している。

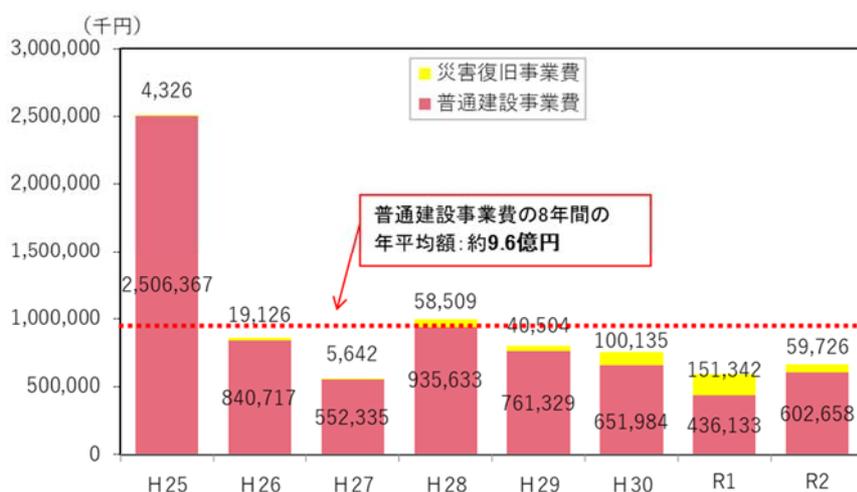


図 投資的経費の推移

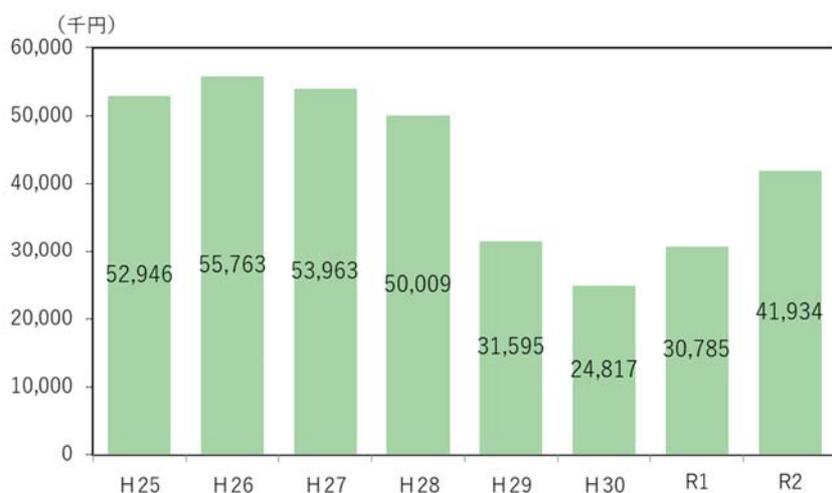


図 維持補修費の推移

第3章 公共施設の現況

1. 公共施設（建築物）の配置状況等

(1) 施設総量について

本町が保有する公共施設の総量は、全 89 施設、254 棟、総延床面積 99,231m² である。用途による分類の結果、棟数では「スポーツ・レクリエーション系施設」が最も多く、次いで「産業系施設」、「公営住宅」が多いことが分かる。延床面積でも上位3位は同じ分類項目の順であった。一方、本町では自治公民館制度が発展しているため、町が保有する「町民文化系施設」、及び「社会教育系施設」は少ない。

また、人口に対する施設総量を人口 6,934 人、一人当たりの床面積でみたところ 14.31 m²/人となり、国の平均 3.75 m²/人の約 3.8 倍となっている。

表 分類別公共施設集計表

番号	施設項目	施設数	棟数	延床面積 (m ²)	延床割合
1	市民文化系施設	1	1	4,239	4.3%
2	社会教育系施設	1	1	1,258	1.3%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	18	85	26,660	26.9%
4	産業系施設	11	33	17,212	17.3%
5	学校教育系施設	2	21	12,119	12.2%
6	子育て支援施設	6	7	1,983	2.0%
7	保健・福祉施設	3	3	3,007	3.0%
8	医療施設	1	1	697	0.7%
9	行政系施設	11	12	4,423	4.5%
10	公営住宅	11	47	19,290	19.4%
11	公園	10	10	303	0.3%
12	供給処理施設	3	9	2,407	2.4%
13	その他	9	21	4,051	4.1%
14	下水道施設	2	3	1,582	1.6%
合 計		89	254	99,231	100.0%

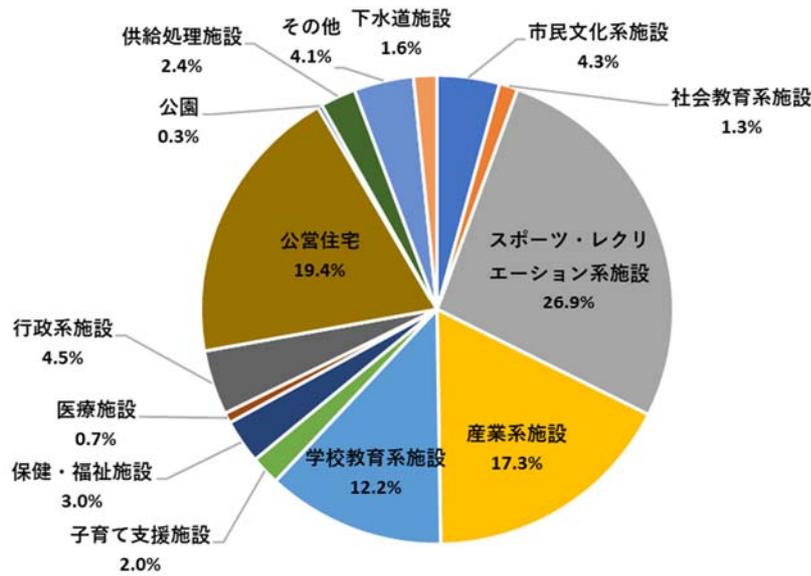


図 分類別公共施設 割合グラフ

次に、本町が保有する公共施設の延床面積を建設年別に集計した。

1960年代後半から公営住宅等の施設整備が始まり、2000年に施設整備面積のピークを迎えた。以降、施設整備のない年を挟み、ほぼ5年程度ごとに集中して施設整備が行われてきたことがわかる。

また、築30年を超過した建築物には、大規模改修等の保全工事や建替えの検討が必要となってくる。本町施設の51.4%が築30年以上であり、多くの整備費用が必要になる時期を迎えている。必要な町民サービスを維持しつつ、一人当たりの施設量を抑制してゆくためにも適切な施設マネジメントが必要な状況となっている。

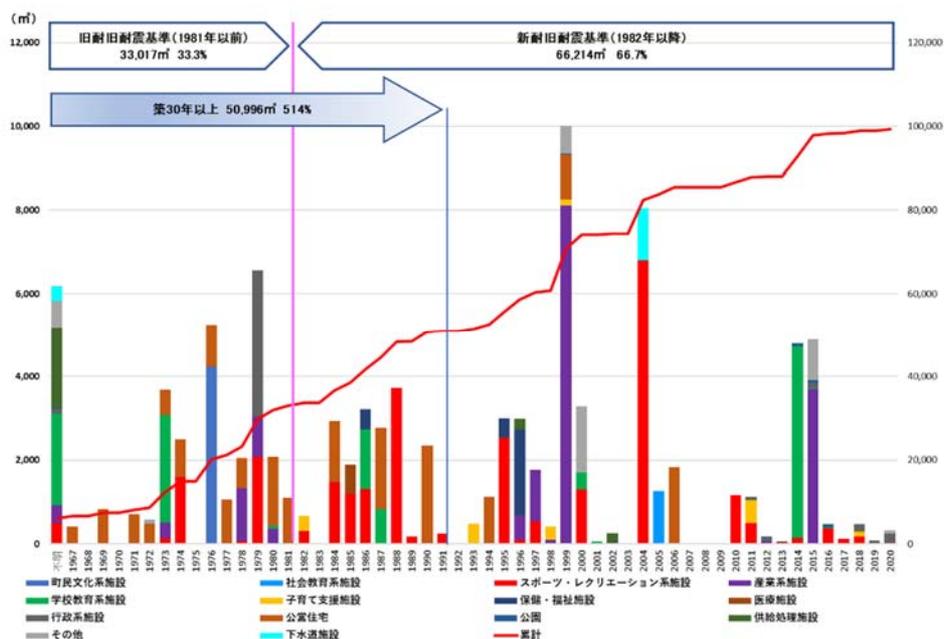


図 公共施設年度別整備延床面積推移

(2) 施設保有量の推移

前回計画からの保有量の推移は下記のとおり、施設数では3施設の縮減となっている。延床面積では4,344 m²の縮減となっている。

表 保有量の推移 (H28→R3)

番号	施設項目	H28 時点		R3 時点		延床増減
		施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
1	町民文化系施設	2	4,239	1	4,239	0
2	社会教育系施設	1	1,258	1	1,258	0
3	スポーツ・レクリエーション系施設	16	28,210	18	26,660	▲ 1,550
4	産業系施設	11	20,562	11	17,212	▲ 3,350
5	学校教育系施設	2	11,622	2	12,119	497
6	子育て支援施設	5	2,035	6	1,983	▲ 52
7	保健・福祉施設	3	2,967	3	3,007	40
8	医療施設	1	727	1	697	▲ 30
9	行政系施設	10	4,167	11	4,423	256
10	公営住宅	11	19,494	11	19,290	▲ 204
11	公園	9	262	10	303	41
12	供給処理施設	4	2,286	3	2,407	121
13	その他	9	3,974	9	4,051	77
14	上水道施設	2	191	0	0	▲ 191
15	下水道施設	3	1,582	2	1,582	0
合 計		89	103,575	86	99,231	▲ 4,344

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率については、類似団体内平均及び宮崎県平均値よりやや高い水準であるが、令和元年度にそれぞれの公共施設等について個別施設計画を策定済みであり、当該計画に基づいた施設の維持管理を適切に進めている。また、建設から30年以上経過している公共施設等も多く老朽化が進んでいる。

今後は、長寿命化へ向けての維持補修費の増額が見込まれるので、除却も視野に入れた検討を行う必要がある。

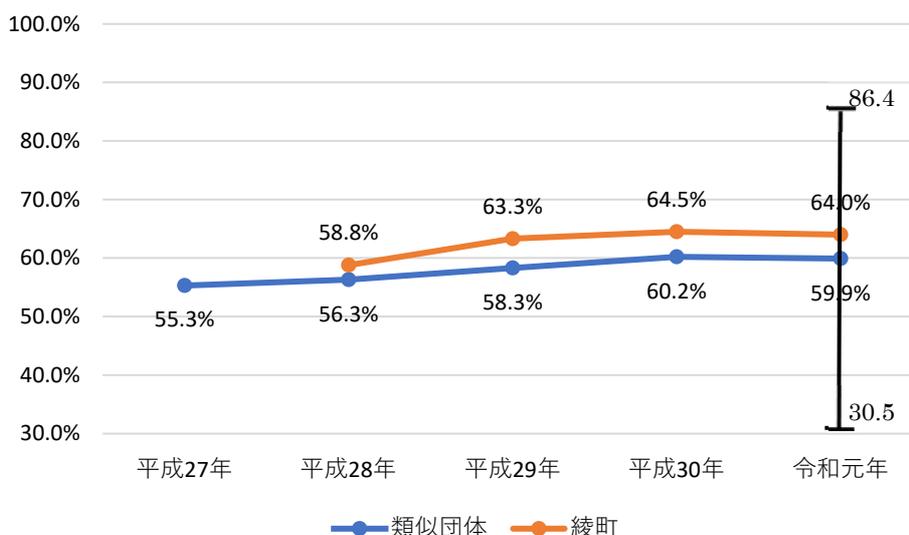
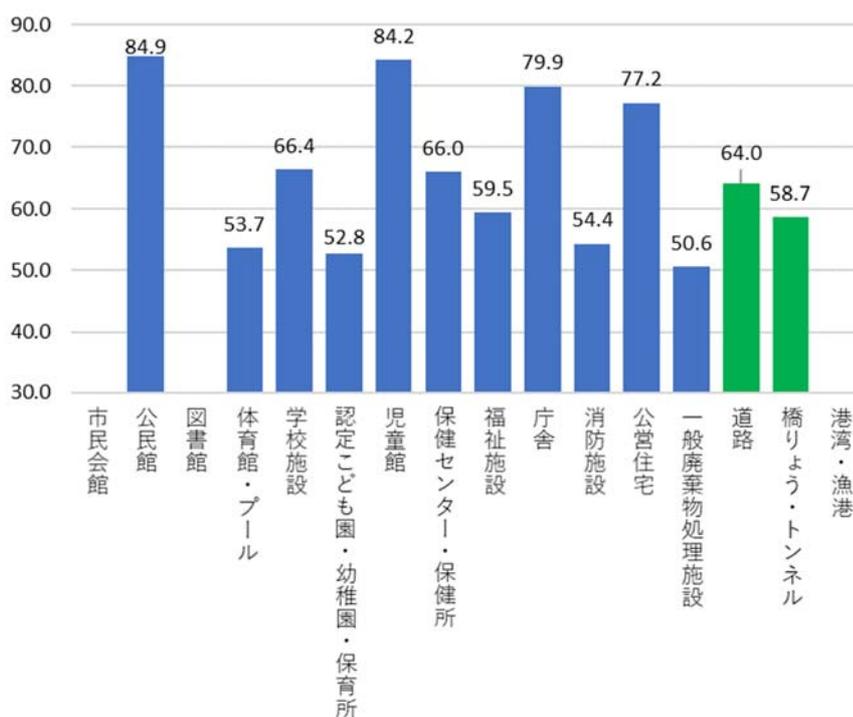


図 有形固定資産原価償却率の推移



2. 公共施設の将来更新費用の推計

見直しに際し、本計画で集計した本町の公共施設の保有量で、計画策定時と同様の試算として、公共建築物の令和4年度から35年間の更新投資を試算する。

試算の結果、今後35年間の更新費用の推計総額は323億円となり、年更新費用の平均は9.2億円となった。

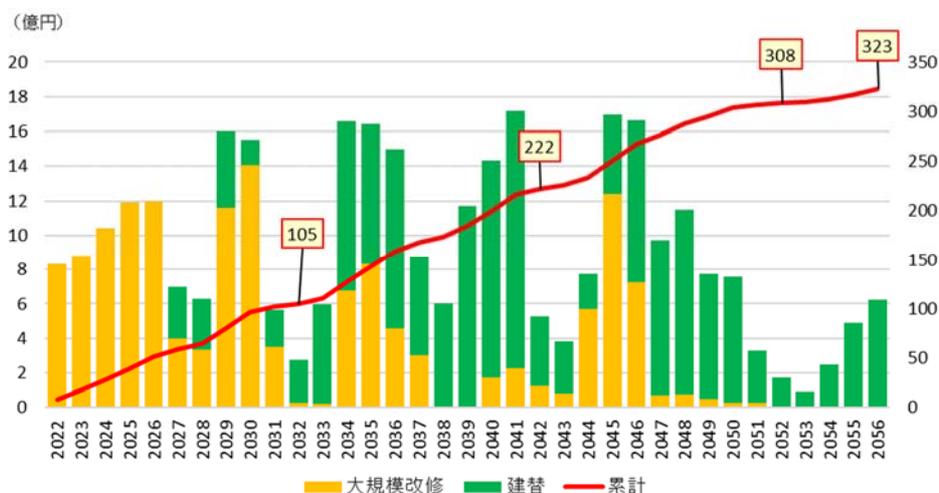


図 公共施設の将来更新費用推計 (公共施設従来試算)

これに対し、試算条件として、個別施設計画で設定した長寿命化による目標耐用年数を更新時期として試算する。結果は今後35年間の更新費用の推計総額は247億円となり、年更新費用の平均は約7.1億円となった。

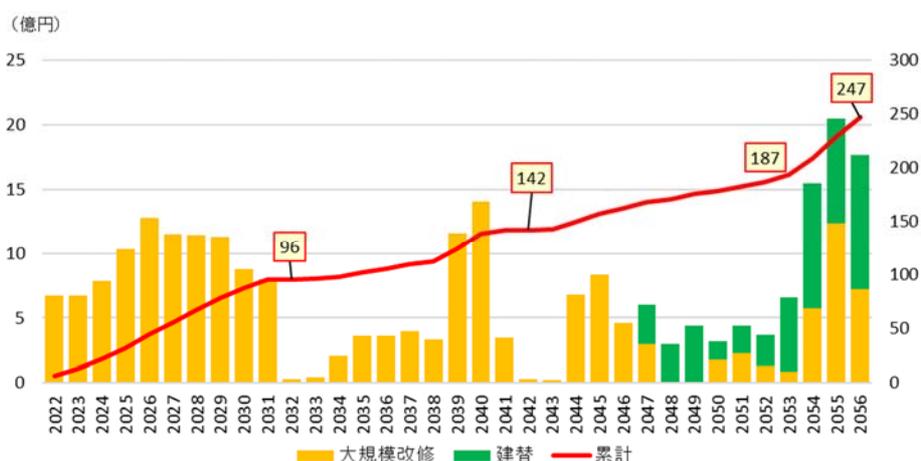


図 公共施設の将来更新費用推計 (公共施設長寿命化試算)

3. 長寿命化の効果

本町が所有する全ての施設において構造問わず20年程度の長寿命化を行った場合は、従来試算に比べて、約76億円の縮減効果が認められる。

ただし機能向上、解体費は含まず、設備性能は現状維持として試算している。

公共施設（建築物）及びインフラ資産（企業会計である上水道・下水道は除く）に対する、今後35年間の整備総額は481億円となる。この結果、年あたりの平均整備額は13.7億円となる。

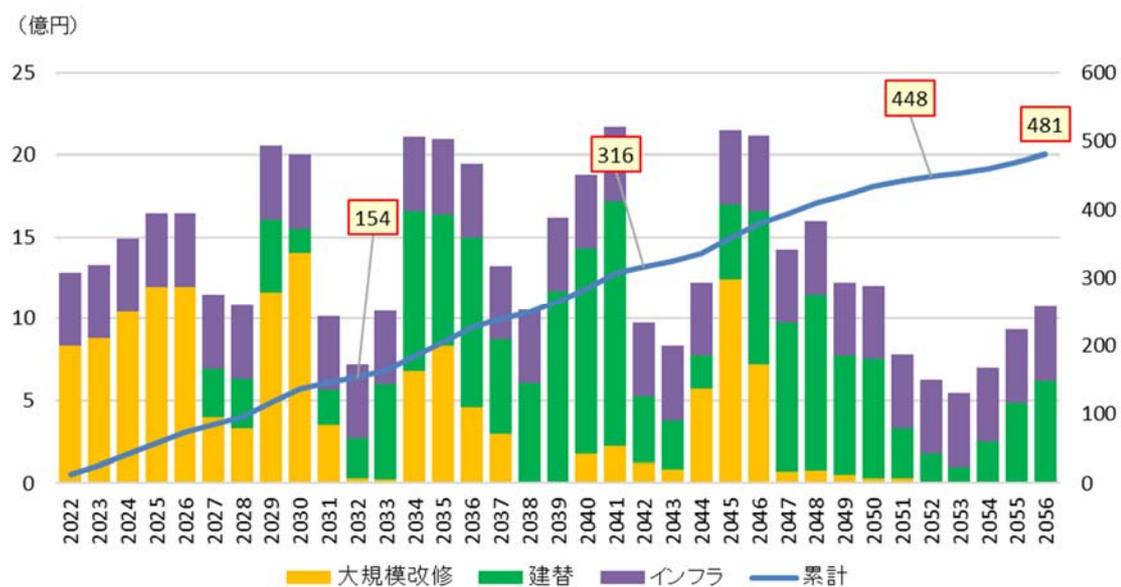


図 公共施設（建築物）及びインフラ資産の将来更新費用の推計

第4章 計画における基本方針

1. 綾町公共施設等総合管理計画の基本方針

本町は、上記のマネジメント方針のもと、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

【綾町公共施設等総合管理計画の基本方針】

- 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る
 - ① 公共施設（建築物）の新規整備の抑制
 - ② 既存施設の見直しと複合化、縮減
- 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る
 - ① 予防保全型の維持補修への転換
- 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す
 - ① 維持管理コストの最適化
 - ② 民間活力の積極的な活用

(1) 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

① 公共施設（建築物）の新規整備の抑制

- 町民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- 公共施設の複合化、転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

② 既存施設の見直しと複合化、縮減

- 利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討する。
- 老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討する。
- 複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- 借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進める。

(2) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

① 予防保全型の維持補修への転換

- 改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から、異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等を行う「予防保全」への転換が有効とされている。
- 本町では、「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。
- 工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

(3) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

① 維持管理コストの最適化

- 施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図る。
- 日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

② 民間活力の積極的な活用

- 資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界がある。このため、官民連携（PPP Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは町の公共施設の運営維持において有効となる場合がある。
- 今後は、この取組みを強化し、官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことも検討する。そのため、事前に民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、PFI法に基づく民間提案制度等、民間事業者からの発案を受け入れる工夫も講じつつ、民間活力の導入を検討する。
- 施設単体ではなく、地域全体で行政サービスの質の向上を目指しつつ、広域で利用する。可能な施設については近隣自治体との共同利用を検討する。

2. 公共施設縮減数値目標の設定

今後必要とされる建築物の更新費用は、年間約 13.7 億円必要となる。過去 8 年間の投資的経費の平均額は約 9.6 億円であり、現状の予算規模でも、既に年間約 4.1 億円（約 30%）の不足が生じると推計されている。本町の人口ビジョンでは、令和 42 年の人口 5,439 人を確保することを目標としている。これは令和 2 年の人口 6,934 人から約 22%の減少となる。本町ではこれらを勘案し、計画策定時に設定した、10 年間で更新費用 20%の削減を目指す。

3. 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や、効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の 3 種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を、今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

「公共施設診断の対象となる評価項目」から抜粋した下記項目により、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を目指す。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものはそのデータを利用する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課ごとに公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は、異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの一部の部門を除いて「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状況に応じて「予防保全型管理」「状態監視・保全型管理」「事後保全型管理」の 3 つに分類し、

財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や住民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図る。また必要性がない、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で、計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みがない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等対策を講じ、安全性の確保を図る。

次表は、施設の安全性及び耐久性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したもののだが、高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上等が挙げられ、これらも参考に安全確保の推進を図る。

(4) 耐震化の実施方針

利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。また、施設の安全性の確保については、天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策も実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化の実施については、施設の状態をしっかりと把握した上で、所管課内にとどまらず、全庁的に横断的な体制で検討し、個別計画を策定した上で、原則

的に下記要領に基づいて実施していくものとする。

(6) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には、単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また、除却を行う場合の跡地は、売却を含めた有効活用を推進する。

さらに、広域的な取組みとして、国や県のほか、「連携中枢都市圏」の構成自治体である宮崎市や、国富町とも連携しながら、公共施設に関する情報を共有し、保有資産の有効活用について検討する。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指す。

(8) 脱炭素社会に向けた省エネルギー推進の方針

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、本町の公共施設の維持管理・更新においては、省エネルギー設備や自然再生エネルギーの採用を積極的に検討していく。さらに、脱炭素社会に向けた公共施設に係るエネルギー事業については、民間との協業、民間資金等 (PPP/PFI) の積極的な活用も検討していく

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型現状・課題	基本的な方針
市民文化系施設 「高年者研修センター」は老朽化が進んでいる状況である。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新や大規模改修時に、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。
社会教育系施設 「綾町立図書館」比較的新しく利用者数も多い。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入等、経費削減についての検討も考慮する。
スポーツ・レクリエーション系施設 「川中キャンプ場」は利便性を求められている。 「綾町体育館」は、建築後46年が経過したことによる老朽化が激しい。 「国際クラフトの城」は地に面し、土砂災害警戒区域内に立地しており、被災の可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 綾町体育施設個別施設計画の対象となっている施設は、計画に則して管理を行う。 施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行う 地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直し、また、利用状況や近隣自治体施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。
産業系施設 「綾町農業支援センター事務所」は町所有の施設を無償貸与しているが、利用度が高く施設が手狭になってきている。 「BMW処理施設」は近年利用者が減少している。	<ul style="list-style-type: none"> 公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。 民間主導で活用すべき施設や著しく利用が少ない施設等、今後町が保有すべきでない判断できる施設については、その耐用年数を問わず、統合・廃止・売却・譲渡による資産の処分等の検討を行う。
学校教育系施設 「綾小学校」の体育館(1986年建築)の老朽化が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町学校施設等長寿命化計画」に則して施設の維持管理を行っていき、今後も適宜見直しを行う。
子育て支援施設 比較的良好な状態の施設が多いが、一部に老朽化による汚れや破損が目立つようになっている施設がある。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。

施設類型現状・課題	基本的な方針
<p>保健・福祉施設</p> <p>全ての施設が計画期間内に築30年を超える。それぞれに改修等の対応を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町ケアハウスうるおいの里」及び「綾町デイサービスセンター」は高齢者の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。
<p>医療施設</p> <p>「健康センター」は建築後35年が経過し、老朽化による汚れや損傷が目立つ。施設が手狭となっている。利用できる交通機関が無く、役場との距離もあり利便性に劣る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。 加えて利便性向上のための更新、移転等も検討する。
<p>行政系施設</p> <p>「綾町役場」「消防詰所」は目立った破損・外傷はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく 住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れるなども念頭に、施設のあり方を今後検討する。
<p>公営住宅</p> <p>「綾町公営住宅等長寿命化計画」に準じ、公営住宅は計画的な事前補修により、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減が図られている。既に耐用年数を超えているものもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「綾町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、に則して施設の維持管理を行っていく、今後も適宜見直しを行う。 居住者がいるため詳細に計画を立てる必要があるが、耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新の推進を検討する。
<p>公園</p> <p>築浅のものが多く、躯体・設備での問題は少ない。「岩下公園トイレ」「松原公園」のトイレ等に一部に老朽化が見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。
<p>供給処理施設</p> <p>「液状堆肥施設」は、老朽化が目立ってきている。</p> <p>「一般廃棄物最終処分場」は、一部破損が発生している。</p> <p>「綾町資源活用クリーンセンター」は用途外使用となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の基本的な方針に基づき、予防保全型管理による維持管理を行っていく。 「綾町資源活用クリーンセンター」は、施設の必要性、用地の転売等も視野に入れ、今後の施設のあり方を総合的に検討する。
<p>その他</p> <p>普通財産なども含む、トイレ、倉庫、教員住宅、厩舎、交流施設、町有地整備事業施等が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後用途廃止等で普通財産となる施設は、財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討し、所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野に入れて検討する。

2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設については、複合化や用途変更等の取組みが適さず、施設それぞれの基本的な方針が必要である。各施設の課題と基本的な方針を以下に示す。基本的な方針には品質とコストについて記述するものとする。

(1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況である。	<p>「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う。「予防保全型管理」への転換を図る。 舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年ごとに定期的な点検を実施する。・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
<p>「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。</p>	<p>「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。</p> <p>「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行いつつ、PDCA サイクルを循環していくものとする。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（概略点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに、健全度を把握する。 ・長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検（概略点検）を実施する。 ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに、損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
<p>整備開始が、1971年からで、布設後50年経過している状況である。</p>	<p>生活に必要なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。 ・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

(4) 下水道

現状及び課題等	基本的な方針
整備開始が、2002 年から、布設後 15 年程度経過している状況である。	<p>生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。</p> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保する。 <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 管路の維持管理・調査・診断・更新を計画的に行う。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章 計画における基本方針」に基づき実施する。

(1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。

(2) 庁内推進体制の整備

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記の通り検討し、実施する。これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきた。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していく、ハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討する。その結果、専門部署の設置が難しい場合は、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための推進委員会等創設を含めた組織づくりを検討する。

(3) 管理体制の構築方針

「施設データベース」にて施設情報の一元管理を行う。施設点検、修繕、工事の実施状況、維持管理費等を「施設データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行う。

2. 計画の進め方

(1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも、同様に計画の見直しを行うものとする。

(2) 新たな公会計との連動

公会計制度の導入にあわせて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化（可視化）を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進する。

(3) DCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても、合わせて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより、目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

